参考資料１

内閣府設置法第11条の３の規定により置かれた内閣府特命担当大臣が掌理する企画立案・総合調整事務の遂行に関する実施要領（概要）

＜参考＞
緑：総合調整としての日常的な協議・働きかけ等
オレンジ：今回の実施要領において、こども家庭庁として規定した取組
青：総合調整機能のうち、内閣府設置法第12条に規定されている取組（勧告権等）

１ 総合調整としての日常的な協議・働きかけ等

※内閣府設置法第４条第１項第28号～第30号を背景としたもの

１－０ 各省庁で実施

１－１ 実施確認（特命担当大臣→関係行政機関の長）

※実施要領に基づき、適切な事務の遂行のために必要がある場合には、文書（実施確認）を発出
【こども家庭庁としての取組】

２ 資料提出要求・説明要求（特命担当大臣→関係行政機関の長）

※内閣府設置法第12条第１項の規定に基づくもの

２－０ 説明等に基づき各省庁で実施

２－１ 実施要請/報告（特命担当大臣→関係行政機関の長/関係行政機関の長→特命担当大臣）

※実施要領に基づき、適切な事務の遂行のために特に必要がある場合には、文書（実施要請）を発出
【こども家庭庁としての取組】

２－２ 勧告（特命担当大臣→関係行政機関の長）（行政各部の施策の統一を図るため特に必要がある場合）

※内閣府設置法第12条第２項の規定に基づくもの

３ 報告（関係行政機関の長→特命担当大臣）

※内閣府設置法第12条第３項の規定に基づくもの

４ 意見具申（特命担当大臣→内閣総理大臣）

※内閣府設置法第12条第４項の規定に基づくもの